

駐車場・駐輪場管理運営業務 仕様書

1 目的

宇都宮市立南図書館の駐車場・駐輪場において、駐車場の適正な運用及び駐車場内における利用者の安全を確保することを目的とする。

2 駐車場・駐輪場の概要

(1) 駐車場

ア 収容台数

496台（うち、障がい者用10台（建物北側4台，建物南側6台））

イ 利用可能日

宇都宮市立南図書館の開館日

ウ 利用時間

入庫：午前8時30分～午後9時30分まで

出庫：24時間

エ 出入庫口

入庫口2か所，出庫口2か所

(2) 駐輪場

ア 収容台数

約150台

イ 利用可能日

宇都宮市立南図書館の開館日

ウ 利用時間

入庫，出庫ともに午前8時30分から午後9時30分まで

エ 出入庫口

3か所

3 業務内容

(1) 駐車場の運用に関する業務

ア 駐車場内の良好な環境維持や、混雑が予想される場合は必要に応じて警備員等の配置をするなど、常に利用者が安全かつスムーズに使用できるようにすること。

イ 宇都宮市立南図書館所有の車両，通常の出入庫口を通過できない大型車両が入庫する際は，敷地西側入庫口のバリカーを下ろして入庫させること。

ウ 施設利用者以外の目的外駐車を抑止し，目的外の駐車を発見した場合は注意を促すこと。

エ 障がい者用駐車スペースに対象者以外が駐車することを抑止するとともに，対象者以外の駐車を発見した場合は注意し，車両を移動させること。特に，建物南側の障がい者用駐車スペースは，常時開放状態となっているため，開館時はもとより，休館日・夜間における適正な管理を行うこと。

※ 対象者とは、障がい者、高齢者、妊産婦、けが人などのうち、移動に配慮が必要な人や、栃木県の「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の利用対象者（別表参照）を言う。

オ 駐車券の詰まり、故障、駐車券の紛失等のトラブルが発生した場合は、迅速かつ適切に対応し、駐車場の運営に支障がないようにすること。

カ 夜間における出庫時のトラブル等に対応できるよう体制を整えること。

キ 長期にわたり放置されている自動車を定期的にチェックし、放置車両と思われるものについては張り紙等による警告の上、撤去又は廃棄をすること。

ク 利用者に駐車料金の周知をするために必要な掲示等を行うこと。

ケ 市主催の事業等により、駐車場の使用を制限する場合は、市の指示に従うこと。また、必要に応じ関係車両の駐車場所を確保すること。

(2) 駐輪場の運用に関する業務

ア 駐輪場は無料とする。

イ 閉館時には駐輪場の門扉を閉め、開館時には開放すること。

ウ 施設利用者以外の目的外駐輪を抑止し、目的外の駐輪を発見した場合は注意を促すこと。

エ 長期にわたり放置されている自転車定期的にチェックし、放置車両と思われるものについては張り紙等による警告の上、撤去又は廃棄をすること。

(3) 駐車料金の徴収に関する業務

ア 入庫後3時間までは無料とし、宇都宮市行政財産使用料条例の定めにより駐車料金を徴収すること。

イ 上記に関わらず、施設利用者に対しては、認証により更に3時間分の料金を免除する。

ウ 上記認証にあたっては、割引ライターにより認証を行うこと。また、多目的ホールでのイベント等で多くの利用者が見込まれる場合などの上記認証にあたっては、事務室にある割引ライターをホワイエに移動して行うこと。

エ 上記ア以外にも割引認証が必要と思われる場合は、市の判断を仰ぐこと。

オ 利用者が駐車券を紛失した場合は、利用者の申告により駐車料金を預かり、出庫させること。

カ 市の関係車両が公用で使用する時は無料とする。

キ 西側入庫口のバリカーを下ろして入庫させた車両のうち、駐車料金を徴収すべき車両からは、指定管理者が直接料金を徴収すること。

ク 駐車場の運営に支障がないよう、駐車料金・駐車券の回収、駐車券・領収書等の消耗品の購入・補充、釣り銭の補充を行うこと。なお、利用可能紙幣は千円札までとする。

ケ 精算機から駐車料金の回収を毎日行い、回収した駐車料金は、毎週金曜日（ただし、指定日が金融機関の休業日であるときは、翌営業日とする。）に一括して市の指定する口座に送金すること。

コ 駐車場により生じる収入は全て市の歳入とする。

(4) 警備等に関する業務

ア 定期的に駐車場・駐輪場の見回りを行い、安全を確保することはもとより、設備異常の早期発見に努めること。

イ 休館日・夜間における駐車場・駐輪場内及び精算機の安全性を確保すること。

4 損害賠償

徴収した駐車料金の紛失等、指定管理者の責めに帰すべき事由により市に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

5 業務報告

指定管理者は、業務報告書及び年間業務報告書と併せて、次に掲げる内容を記載した報告書を提出すること。

- (1) 毎日の利用台数
- (2) 毎日の駐車料金の収入実績
- (3) 毎日の異常発生状況
- (4) 毎日の管理業務の実施状況（放置車両の撤去状況等）
- (5) その他、市から提供を求められた資料

6 その他

- (1) 駐車場・駐輪場管理運営業務にかかる業務マニュアルを作成すること。
- (2) この仕様書に定めのない事項は、必要に応じて市と指定管理者の間で協議するものとする。

「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」の利用対象者

1 身体障害者

身体障害者手帳の障害の等級が次の表に該当する方

視覚障害		1 級から 4 級
聴覚障害		該当なし
平衡機能障害		3 級, 5 級
音声言語機能障害		該当なし
肢体不自由	上肢	1 級, 2 級
	下肢	1 級から 6 級
	体幹	1 級から 3 級, 5 級
	脳原性の運動機能障害	上肢機能
移動機能		1 級から 6 級
心臓機能障害		1 級, 3 級, 4 級
じん臓機能障害		1 級, 3 級, 4 級
呼吸器機能障害		1 級, 3 級, 4 級
ぼうこう又は直腸機能障害		1 級, 3 級, 4 級
小腸機能障害		1 級, 3 級, 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1 級から 4 級
肝臓機能障害		1 級から 4 級

2 知的障害者

療育手帳の障害の程度が「A」の方。

3 精神障害者

精神障害者保健福祉手帳の等級が「1 級」の方。

4 要支援高齢者等

介護保険被保険者証の要支援状態区分で「要支援 1」から「要支援 2」の方及び要介護状態区分で「要介護 1」から「要介護 5」の方。

5 難病患者

特定医療費（指定難病）受給者証，通知書（特定医療費申請結果），小児慢性特定疾病医療受給者証，一般特定疾患医療受給者証，または登録者証を所持している方。

※関節リウマチ患者の方も対象となる場合あり

6 妊産婦

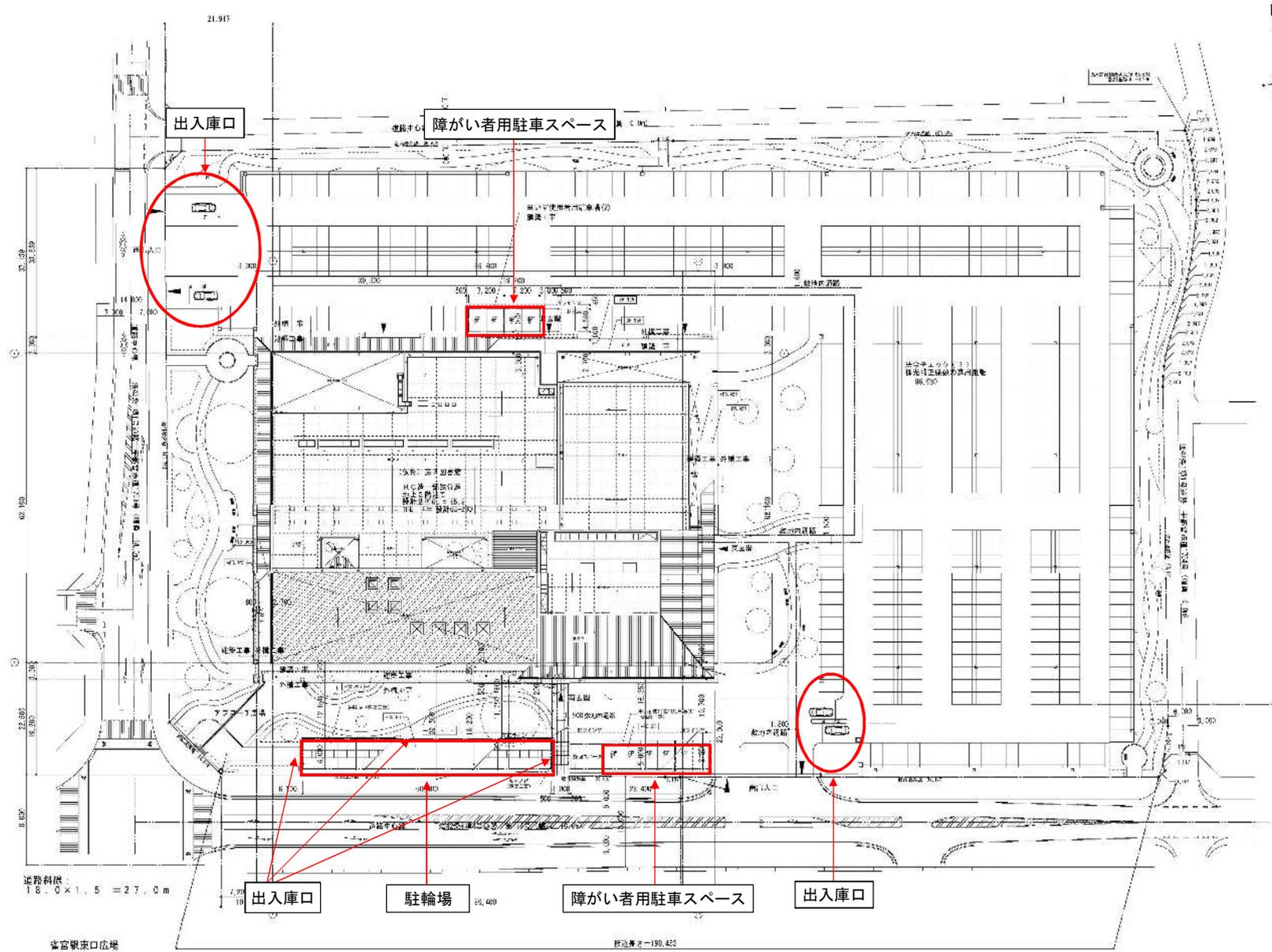
原則妊娠7ヶ月から産後1年の方。多胎児の場合、原則妊娠6ヶ月から産後1年の方。
(いずれの場合も、出産後は、乳幼児を同伴する場合に限る。)

7 傷病人

医療機関を受診しており、歩行困難が認められる方。

※ 出所：栃木県ホームページ「おもいやり駐車スペースつぎつぎ事業」

参考1 駐車場全体図



省宮駅東口広場

参考2 駐輪場概要

